

佐伯市木造住宅耐震化促進事業(診断)

事業の概要

- ・ この事業は、地震に対する市民の安全性を図り、大地震時における木造住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的とし、木造住宅の耐震診断を行った住宅の所有者に対して、耐震診断費用の一部を補助する事業です。

耐震診断とは

- ・ 住宅の地震に対する安全性を専門家が調べて、耐震性を評価することです。今回の事業では、一般財団法人日本建築防災協会の定める「一般診断法」又は「精密診断法」による診断となります。

対象となる建物

- ・ 1～6のすべてに該当する住宅が対象です。
 - 1 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅(店舗などの用途を兼ねる住宅で、住宅部分の床面積が延べ面積の1/2以上のものを含む。)
 - 2 所在が佐伯市内である住宅
 - 3 構造が丸太組工法、型式適合認定住宅工法以外の住宅
 - 4 地上階数が2以下の住宅
 - 5 受講登録者が現地調査を行ったうえで耐震診断をする住宅
 - 6 平成30年1月31日(水)までに完了の報告ができる住宅

補助額

- ・ 耐震診断に要する費用の2/3以内の額(千円未満は、切り捨て)かつ3万円を限度とします。

* 耐震診断費用が、

例1 45,000円の場合…2/3は、30,000円となり支払額30,000円

例2 25,000円の場合…2/3は、16,666円となり支払額16,000円(千円未満切り捨て)

例3 50,000円の場合…2/3は、33,333円となり支払額30,000円(限度額)

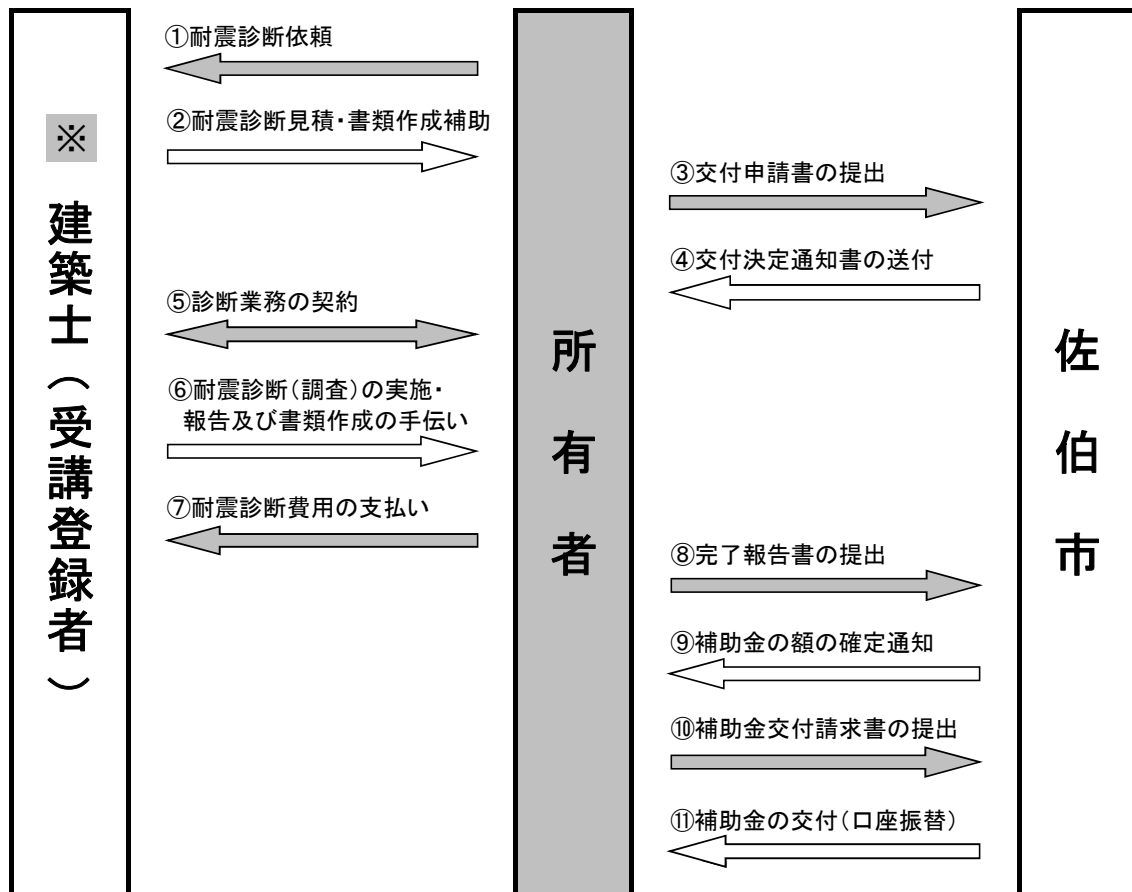
申請の受付

- ・ 受付期間 平成29年6月1日(木)から平成29年12月25日(月)まで
 - ・ 受付予定件数 20件
- 申請件数が受付予定件数に達した場合は、受付を締め切ります。

注意事項

- ・ 今回の補助事業は、すでに行われた耐震診断に対して補助金を支払うものではありません。補助を受けるには、事前に申し込み等の手続きが必要ですので、ご注意ください。
- ・ 耐震診断の実施は、補助金交付決定通知後になります。
- ・ 補助金の交付は、耐震診断を行った建築士事務所に診断費用を支払った後になります。
- ・ 受講登録者とは、知事が登録した建築士事務所に所属する建築士で、知事の指定する講習を受講し、大分県総合防災推進協議会に登録した者のことです。受講登録者には登録証を発行していますので、調査の際には、必ず登録された業者であるかご確認ください。
- ・ 補助の対象費用に消費税は含みません。

耐震診断補助手続きの流れ



※申請内容に変更等が生じた場合は、市役所建築住宅課へ速やかにご連絡ください。

必要書類		様式
③ 交付 申請	1 佐伯市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（診断）	様式第1号
	2 耐震診断を受けようとする住宅の建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し（確認通知書、登記簿謄本、登記事項証明書、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書又は家屋課税台帳など）	
	3 耐震診断を受けようとする住宅の付近見取図	
	4 耐震診断を受けようとする住宅の概略平面図	
	5 暴力団等でない旨の誓約書	
	6 その他、市長が必要と認める書類	
⑧ 完了 報告	1 佐伯市木造住宅耐震化促進事業完了報告書	様式第8号
	2 耐震診断表の写し	
	3 耐震診断に要した費用の領収書の写し	
	4 その他、市長が必要と認める書類	

※「おおいた住まい守り隊」の登録者である建築士に依頼することをお勧めします。
「おおいた住まい守り隊」の登録者は、市に提出する書類作成の講習を受講しており、「良心的な耐震補強業務の遂行にあたること」を宣誓しています。